NDSソリューション株式会社
2025 年 4月 1日 制定

NDS ソリューショングループ人権方針

NDS ソリューショングループは、経営理念のもと、広く社会に貢献するため、人権を尊重し、関係法令およびその精神を遵守するとともに、サステナビリティおよびコンプライアンスを推進していきます。
そして事業活動のあらゆる面において人権尊重の考え方を取り入れ、人々の安全と健康を最優先とし、個人の尊厳を尊重しています。

＜人権の尊重＞
NDS ソリューショングループは、「国際人権章典」、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」および「ビジネスと人権に関する国連指導原則」など、国際的な規範・基準の人権を尊重します。また事業活動をおこなう各国・地域の法令・文化・宗教・慣習および歴史、これらに基づく一人ひとりの基本的人権を尊重し、これを擁護し、侵害いたしません。

＜適用範囲＞
本方針は、NDS ソリューショングループのすべての役員および社員（出向・嘱託・パート・有期・派遣社員）（以下、「従業員」という。）に適用されます。またNDS ソリューショングループのサプライヤーおよびビジネスパートナーと共有し、同様の人権尊重のご理解・ご指示を期待し、この方針が尊重されるよう継続的して働きかけます。

＜人権における重要項目＞
【強制労働、児童労働の禁止】
いかなる形態の強制労働、児童労働、人身取引を一切行いません。債務による拘束、拘留労働など、いかなる形態の現代奴隷も認めません。

【自由、平等、非差別、ハラスメント】
従業員の多様性を尊重し、人材募集、採用、配置、教育、報酬、昇進などにおいて、人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、性同一性、性表現、民族または国籍、障がいの有無、妊娠、宗教、支持政党、組合加入の有無、軍役経験の有無、保護対象となる遺伝情報、配偶者の有無に基づく差別、または精神的、肉体的であるかを問わず、相手を傷つけるような言動やあらゆるハラスメントも一切認めません。

【職場の安全衛生】
NDS ソリューショングループのサービスを提供、または利用する人々の生命や健康を脅かすことのないよう、職場の安全・衛生に関する法令・ルールとその運用状況を確認し、安全かつ快適な職場の確保に取り組みます。

【結社の自由と団体交渉権】
事業活動をおこなう国・地域において、適用される法令に従い、すべての従業員の自らの意思による労働組合の結成、団体交渉、平和的集会への参加の権利およびそれらの活動を差し控える権利を尊重します。

【労働時間と休憩・休日・休暇】
従業員の健康的な生活を送る権利を尊重し、事業の遂行において労働時間および休憩・休日・休暇の取得について、適用される法規制を遵守します。

＜人権デューデリジェンス＞
NDS ソリューショングループは、私たち自身の事業や事業上の取引に関連する活動によって引き起こし、また引き起こすおそれのある直接または間接的な人権への負の影響を特定・評価し、防止や軽減に継続的に取り組むとともに、ステークホルダーとの対話などを通じその有効性を確認し、実施状況を開示・報告します。

＜対話＞
NDS ソリューショングループは、人権に対する負の影響を引き起こし、または負の影響を助長したことが明らかになった場合、適切な手段を通じて、ステークホルダーと真摯に協議・対話を行うとともに、再発防止に努めます。

＜教育＞
NDS ソリューショングループは、本方針を浸透させ、それを遵守するため、すべての役員および従業員に対して、必要な教育を継続的に実施してまいります。

NDSソリューション株式会社
代表取締役社長
鈴木 智博